

以下の通り、後援会規約を定める。

第1条 (名称)

この会は、正式名称を「佐野淳哉後援会」(以下、「本会」という。)と称す。
別称は、「TEAM in the sky」と称す。

第2条 (目的)

本会は、自転車ロードレース競技選手である佐野淳哉の安定した活動ならびに、自転車ロードレース競技発展に向けた取り組みおよび活動を支援することを目的とする。

第3条 (活動方針)

- 1.本会は、広く個人および法人の会員を募り、これらの会員の拠出する会費及び寄付金を、佐野淳哉の活動費および本会の運営費に充当するものとする。
- 2.法人において、物品およびその他サービス等によるサポート提供の場合について、佐野淳哉の活動に充当するものとする。
- 3.本会は、支援対象である佐野淳哉が選手を引退した時には、解散する場合がある。しかし、選手活動終了後も自転車ロードレース競技発展に向けた取り組みを継続する場合には、活動を継続する場合がある。

第4条 (事務所)

本会は、事務所を静岡市清水区に置く。

第5条 (役員)

本会は、会長、副会長、会計で兼任を認める。

第6条 (入会)

- 1.本会の会員になろうとする者は、本会が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、本会が指定する所定の入会フォームにて入会を申し込むものとする。
- 2.本規約における会員とは、前項に従い入会申し込みを行い、会費を納入し、本会が入会を承認した個人および法人とする。
- 3.法人において、会費を伴わず、物品およびその他サービス等によるサポート提供の場合でも、本会が入会を承認した場合、会員として取扱いをする。
- 4.入会申し込みにあたって、以下の各号のいずれかに該当する場合、本会の入会を認めない。
 - (1) 入会申し込み時の記載事項に虚偽がある場合
 - (2) 入会申し込み者が実在しない場合
 - (3) 入会申し込み者の承諾なく他人が申し込んだ場合

- (4) 入会申し込み者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると本会が認めた場合
- (5) 入会申し込み時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会申し込みをした場合
- (6) 入会申し込み後、申し込み日から起算して1週間以内に、会費の入金を行わない場合
- (7) 本規約又は利用規約等に違反した場合
- (8) その他、会員として不適当であると本会が認める場合

第7条 (会費)

- 1. 個人会員の会費については、本会が公表する募集案内の通りとする。
- 2. 法人会員の会費および物品およびその他サービス等の提供については、申し出の内容を申込者と本会および佐野淳哉との間で調整および査収し、確定された内容に準拠する。

第8条 (会員)

- 1.入会を承認された場合、会員特典を付与する。入会したことにより得られる会員特典は、本会より別途通知する。
- 2.会員特典は、本会の判断により、事前の告知をもって、会員特典の内容を変更することができる。当該告知後に入会申し込みをした会員については、当該告知後の内容の会員特典を付与する。
- 3.本会は、会員が特典の紛失、盗難等があった場合に、特典の再発行は行わない。

第9条 (会員登録情報の変更)

- 1.会員の住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに事務局までその旨連絡するものとする。
- 2.前項の連絡がなく会員に発生する不利益について、本会は一切の責任を負わない。

第8条 (期間)

- 1.会員資格の有効期間については、入会日から2022年12月31日までとする。ただし、入会開始日は本会が入会を承認した日とする。
- 2.入会の期日により、会員特典が受けられない場合があっても、会員はこれを承諾するものとする。

第11条 (退会)

- 1.万が一退会を希望する会員は、会員資格の有効期間内に、本会へその旨を連絡するものとする。但し、次項に該当する場合はこの限りではない。
- 2.会員が、本会の名誉を傷つける行為または本会の規律を乱す行為等を行った場合は、当該会員を処分することが出来るものとする。

3.退会に際し、納付済の年会費及び寄付金について、既に納入した会費、その他の拠出金はいかなる場合も返還しないものとする。

第 12 条 （個人情報取扱）

本会の会員登録において収集する会員情報は、紛失、窃取等がないよう適切に管理し、収集目的の範囲内でのみ利用できるものとする。

第 13 条 （規約の改定）

本規約は、本会の運営上等の理由により、予告なく改定することがある。

第 14 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用される。

附則

本規約は、2022 年 3 月 1 日から実施する。